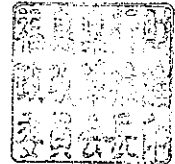


29行推第1号
平成29年10月2日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会
会長 横道 清孝



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針（案）」について、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 真の復興の実現に向け、変化する社会情勢等に対応しながら課題解決を着実に図っていくため、次期方針に沿った行財政運営に適切に取り組むことが求められる。
- 2 必要な人員の確保や執行体制の強化に取り組むとともに、予算の効果的な配分や事業の適正な執行を行い、それらの成果を県民に分かりやすく伝えることが求められる。
- 3 原子力発電所事故に伴う風評の払拭及び風化の防止に向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、様々な団体と連携・協力しながら、国内はもとより海外に分かりやすく、効果的に発信していくことが求められる。
- 4 市町村の復興のステージや復興のまちづくりの進捗状況が異なる中で、県においては、新たに生じる課題やニーズに応じた施策をきめ細かに講じていくことが求められる。
- 5 復興・創生に向けて必要とする財源確保について、人口減少社会の税収は先細りの傾向が見込まれることから、企業活動を活性化し、雇用の確保に繋がるような施策に取り組み、税源の涵養を図っていくことが求められる。
- 6 県における復興・創生期間後の財源確保及び行財政改革のあり方について、市町村や国の動向を踏まえながら、検討を進めることが求められる。